

新潟県警察における個人情報等の管理に関する訓令

平成31年 1 月28日

本部訓令第 1 号

[沿革] 令和 5 年 3 月本部訓令第 6 号、 8 年 3 月第 5 号改正

目次

第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）

第 2 章 保有個人情報等の管理体制（第 3 条―第 7 条）

第 3 章 保有個人情報等の取扱い（第 8 条―第14条）

第 4 章 雑則（第15条・第16条）

附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この訓令は、新潟県警察において保有する個人情報等の管理について必要な事項を定めることにより、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）の適正かつ円滑な運用に資することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 法第 2 条第 1 項に規定する個人情報をいい、死亡した者の個人番号を含む。
- (2) 保有個人情報 法第60条第 1 項に規定する保有個人情報をいい、死亡した者の個人番号を含む。
- (3) 個人情報等 個人情報、仮名加工情報（法第73条第 1 項に規定する仮名加工情報をいう。次号において同じ。）、行政機関等匿名加工情報等（法第121条第 2 項に規定する行政機関等匿名加工情報等をいう。次号において同じ。）、匿名加工情報（法第123条第 1 項に規定する匿名加工情報をいう。次号において同じ。）及び個人関連情報（法第 2 条第 7 項に規定する個人関連情報をいう。次号において同じ。）をいう。
- (4) 保有個人情報等 保有個人情報、仮名加工情報、行政機関等匿名加工情報等、匿名加工情報及び個人関連情報をいう。
- (5) 個人番号 番号利用法第 2 条第 8 項に規定する個人番号をいう。
- (6) 特定個人情報 番号利用法第 2 条第 8 項に規定する特定個人情報をいい、死亡した者の個人番号を含む。
- (7) 個人番号関係事務 番号利用法第 2 条第11項に規定する個人番号関係事務をいう。
- (8) 行政文書 行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第 2 条第 2 号に規定する行政文書をいう。

第2章 保有個人情報等の管理体制

(総括個人情報等管理者)

第3条 県本部に総括個人情報等管理者を置き、警務部長をもって充てる。

2 総括個人情報等管理者は、次に掲げる事務を行う。

(1) 保有個人情報等の管理に関する事務の指導監督に関すること。

(2) 保有個人情報等の管理に関する事務の総括に関すること。

3 総括個人情報等管理者は、この訓令による保有個人情報等の管理の状況について、監査し、及び個人情報等管理者から報告を求めることができる。

(副総括個人情報等管理者)

第4条 県本部に副総括個人情報等管理者を置き、警務部広報広聴課長をもって充てる。

2 副総括個人情報等管理者は、総括個人情報等管理者を補佐する。

(個人情報等管理者)

第5条 所属に個人情報等管理者を置き、所属長をもって充てる。

2 個人情報等管理者は、次に掲げる事務を行う。

(1) 所属における保有個人情報等の取扱いの制限に関すること。

(2) 所属における保有個人情報等の管理に関する事務の総括に関すること。

(個人情報等管理担当者)

第6条 所属に個人情報等管理担当者を置き、県本部の所属にあつては課長補佐等（課長補佐、室長補佐、隊長補佐、所長補佐、センター長補佐、方面隊長、分駐隊長、支所長、出張所長、科長、校長補佐及び副参事（当該職にある者が配置されていない係等にあつては、個人情報等管理者が指名する者）をいう。）を、署にあつては課長をもって充てる。

2 個人情報等管理担当者は、個人情報等管理者の命を受け、所属の保有する保有個人情報等の適切な管理に必要な事務を行う。

(新潟県警察個人情報等管理委員会)

第7条 保有個人情報等の管理に関する重要事項を審議するため、県本部に新潟県警察個人情報等管理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会の委員長は、総括個人情報等管理者をもって充てる。

3 委員会は、新潟県警察の処務に関する訓令（昭和61年本部訓令第14号）第8条第2項に規定する庶務担当課長会議の出席者のほか、警務部情報技術企画課長その他委員長が指名する者をもって組織する。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に委員会への出席を求めることができる。

5 委員長は、必要に応じて委員会を開催し、その議事を主宰する。

6 委員会の庶務は、警務部広報広聴課において処理する。

第3章 保有個人情報等の取扱い

(責務)

第8条 職員は、法及び番号利用法の趣旨にのっとり、この訓令並びに総括個人情報等管理者、個人情報等管理者及び個人情報等管理担当者の指示に従い、保有個人情報等を適正に取り扱わなければならない。

(正確性の確保)

第9条 職員は、保有個人情報の内容が事実でないと認められたときは、その利用目的の達成に必要な範囲内で、過去又は現在の事実と合致するよう、当該保有個人情報の訂正、追加又は削除をするものとする。

(取扱いの制限)

第10条 個人情報等管理者は、職員がその業務の目的以外の目的で保有個人情報等を取り扱うことのないよう、教育の実施その他必要な措置を講じるものとする。

2 個人情報等管理者は、保有個人情報等及びそれが記録されている行政文書について、その内容に応じ、次の事項を定めて職員に遵守させるものとする。

(1) 取り扱う権限を有する者の範囲及び当該権限の内容

(2) 電気通信を利用して伝達する場合における注意事項

(3) 取り扱うことができる場所並びに特定個人情報及びそれが記録されている行政文書にあっては、特定個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の特定個人情報の安全の確保に係る事態の発生を防止するために当該場所について講ずる物理的措置

(4) 保存すべき場所

(5) 前各号に掲げるもののほか、適正な取扱いを確保するために必要な制限に関する事項

(廃棄及び削除)

第11条 個人情報等管理者は、保有個人情報等が記録されている行政文書を廃棄するときは、焼却その他漏えい防止のための措置を講じるものとする。

2 個人情報等管理者は、保有個人情報等が不要となったときは、遅滞なく、当該保有個人情報等を削除するものとする。

(特定個人情報の取扱い)

第12条 特定個人情報は、個人情報等管理者が所属の職員のうちから指名する特定個人情報取扱者が取り扱うものとする。

2 特定個人情報取扱者は、個人番号関係事務を行うため、職員、扶養親族その他の個人（以下この項において「職員等」という。）に個人番号の提供を求めるときは、当該職員等に対し当該個人番号の利用目的をあらかじめ明示するものとする。

3 特定個人情報取扱者は、個人番号関係事務を行うために提供を受けた特定個人情報を、当該個人番号関係事務の用に供する目的以外の目的のために利用してはならない。

4 前3項に定めるもののほか、特定個人情報の取扱いに関し必要な事項は、総括個人情報等管理者が定める。

(業務の委託)

第13条 保有個人情報等の取扱いに係る業務を外部に委託するときは、委託契約に次に掲げる事項を定めるとともに、委託先における責任者及び業務従事者による個人情報等の管理体制、個人情報等の管理の状況についての検査その他個人情報等の適切な取扱いのために必要な事項について、書面（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。次条において同じ。）で確認するものとする。

(1) 秘密の保持及び個人情報等の目的外利用の禁止に関する事項

- (2) 個人情報等の加工、複製等の禁止又は制限に関する事項
- (3) 再委託の禁止又は制限に関する事項
- (4) 個人情報等の漏えい、滅失、毀損その他の個人情報等の安全の確保に係る事態が生じた場合の措置に関する事項
- (5) 法令及び契約に違反した場合における契約の解除及び損害賠償責任に関する事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、受託者が講ずべき個人情報等の適切な管理のための措置に関する事項

- 2 保有個人情報等の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、委託する業務に係る保有個人情報等の秘匿性及び重要性に応じて、委託先における個人情報等の管理の状況について、年1回以上の定期検査その他適切な方法により確認するものとする。
- 3 委託先において保有個人情報等の取扱いに係る業務が再委託される場合には、当該委託先に第1項の措置を講じさせるとともに、再委託される業務に係る保有個人情報等の秘匿性及び重要性に応じて、前項の確認を実施するものとする。保有個人情報等の取扱いに係る業務について再委託先が再々委託を行う場合以降も、同様とする。
- 4 前項前段に規定する場合において、再委託される業務が個人番号関係事務であるときは、再委託先において当該業務に係る特定個人情報の適切な管理が図られることを確認した上で、再委託の許諾を行うかどうかを判断するものとする。個人番号関係事務について再委託先が再々委託を行う場合以降も、同様とする。

(提供の際の措置)

第14条 個人情報等管理者は、法第69条第2項第3号又は第4号の規定により保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、次の措置を講じるものとする。

- (1) 提供先に対し、提供に係る保有個人情報の利用の目的及び方法その他の必要な事項について記載した書面の提出を求めること。
- (2) 提供先が提供に係る保有個人情報の適切な管理のために講じた措置の状況を確認するため調査すること。

第4章 雑則

(漏えい等発生時の措置)

第15条 職員は、保有個人情報等の漏えい、滅失、毀損その他の保有個人情報等の安全の確保に係る事態（以下この条において「漏えい等」という。）が生じたときは、直ちに、その旨を個人情報等管理者に報告するものとする。

- 2 個人情報等管理者は、前項の規定による報告を受けたときは、速やかに、漏えい等が生じた旨を総括個人情報等管理者に報告するとともに、その原因を調査するものとする。
- 3 個人情報等管理者は、漏えい等の発生又は再発防止に資するため、前項の調査の結果に基づき、保有個人情報等の管理の方法の改善に必要な措置を講じるとともに、当該調査の結果及び講じた措置の内容を総括個人情報等管理者に報告するものとする。
- 4 総括個人情報等管理者は、必要があると認めるときは、個人情報等管理者に対し、保有個人情報の管理方法の改善を指示するものとする。

(補則)

第16条 この訓令に定めるもののほか、保有個人情報等の管理に関し必要な事項は、総括個人情報等管理者が定めるほか、新潟県個人情報保護事務取扱要綱（平成17年6月24日制定）に準じて行うものとする。

2 副総括個人情報等管理者は、この訓令の運用に関し疑義があるときはこれを裁定するほか、この訓令の運用に関し必要な細目を定めることができる。

附 則

この訓令は、平成31年2月1日から施行する。

附 則 （令和5年3月30日本部訓令第6号）

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 （令和8年3月27日本部訓令第5号）

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。